一般社団法人つくばスマートシティ協議会　会費規程

令和６年４月１日制定

（趣旨）

第１条　この規程は、一般社団法人つくばスマートシティ協議会（以下「協議会」という。）定款に定めるもののほか、協議会の年会費に関して必要な事項を定めるものとする。

（年会費）

第２条　年会費は、協議会からの請求に従って指定の口座に一括納入するものとする。

２　年会費の額は、30 万円とする。ただし、次に掲げる会員の年会費の額は、当該会員の申し出に基づき、理事会が承認した場合は、10 万円とすることができる。

（１）　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条に規定する中小企業者又は小規模企業者

（２）　法人税法（昭和 40 年法律第 28 号）第２条第６号に規定する公益法人等

（３）　法人税法第２条第７号に規定する協同組合等

（４）　法人税法第２条第８号で規定する人格のない社団等

（５）　法人税法第２条第９号に規定する普通法人（通算法人を除く。）のうち、各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が１億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの

（会費の納入期限）

第３条　年会費の納入期限は、前条の請求で定めた日とする。

（中途入会の年会費）

第４条　事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の年会費は、年会費に入会承認があった日の属する月の翌月から起算した月数を乗じ、12 で除して得た額とする。（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）

（改正及び廃止）

第５条　この規程は、理事会の決議によって改正し、又は廃止することができる。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。